

記者発表資料
平成24年 6月 22日
水産業振興課
担当者：千葉、武川 (2931)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う内水面魚種の出荷制限について

本日、原子力災害対策本部（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）及び碁石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）において採捕されたイワナ（養殖を除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう指示されました。

このことから、下記のとおり関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナ（養殖を除く。）を採捕しないよう改めて要請しましたので、お知らせします。

なお、当該水域におけるイワナ（養殖を除く。）については、宮城県の要請により、既に採捕が自粛されております。

記

1 出荷制限指示の内容

- (1) 対象魚種 イワナ（養殖を除く）
- (2) 対象水域 ①栗原市花山一迫川のうち花山ダムより上流（支流を含む）
（別紙①参照）
②柴田郡川崎町碁石川のうち釜房ダムより上流（支流を含む）
（別紙②参照）

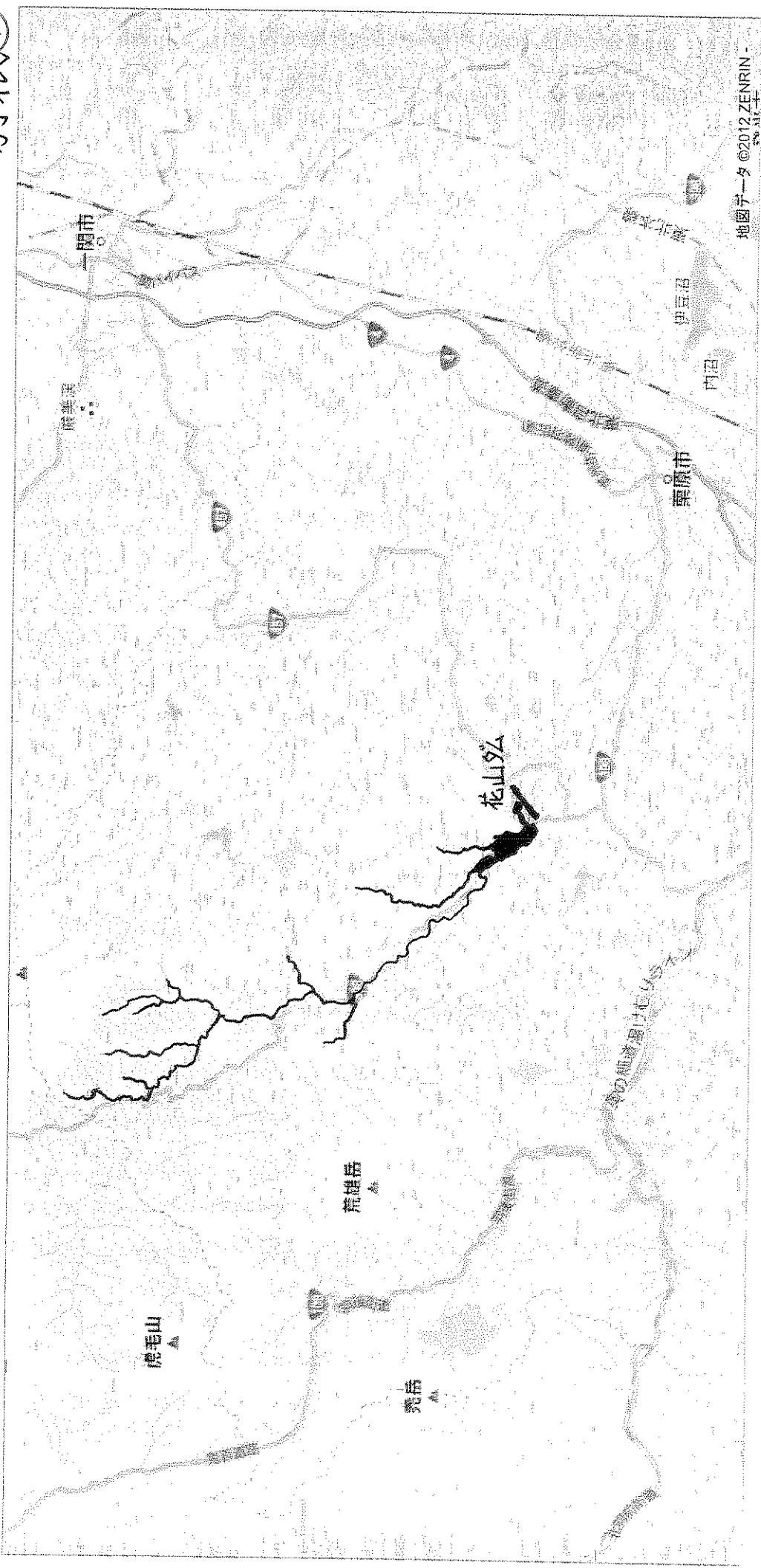
2 県の対応状況

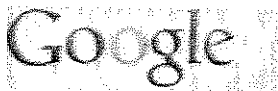
- ・今回の指示に基づき、内水面漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、所属組合員や遊漁者に対象水域でイワナを採捕しないよう周知することを改めて要請した。
- ・周辺を含む河川において、今後ともイワナの検査を強化する。

※ 今回の指示は、6月13日に栗原市花山の一迫川で採取されたイワナから190ベクレル/kg（6月21日公表）、6月12日に柴田郡川崎町の碁石川（通称：太郎川）で採取されたイワナから130ベクレル/kg（6月20日公表）が検出されたことを踏まえたもの。

Google

別紙①





別紙②

